資　料　２

消費者施策に係る県の取組について（令和４年度）

解決力の向上等		消費者力の向上	
資質・能力向上	**○消費者見守り体制の促進** 福祉関係者等の地域見守り関係者等を対象として消費者被害防止のための知識の習得を目的とした研修を開催 （年 10 回） **○消費生活相談員スキルアップセミナー開催** 各分野の講師を招いての研修（年 10 回） **○消費生活相談事例研究会開催** 弁護士による法令講義と相談事例検討会 （年 10 回） **○地域担当の配置** 市町村からの支援要請に対応する職員及び消費生活相談員を広域振興局圏域ごとに配置 **○消費生活センター訪問** 市町村消費生活センター等を訪問し、情報や意見交換を実施（年 13 回）	県民向け研修会等	**○消費生活セミナー** 一般県民向けの研修会（専門学校生、小学生親子）（各２回） **○消費者月間（5 月）行事** 消費者 110 番の日（5/31） （「岩手県消費者行政推進ネットワーク」主催の相談会） **○くらしとお金のセミナー＆相談会** 日本ＦＰ協会との共催 毎月第４日曜日、年６回 **○金融経済セミナー（高校生等向け）** 金融広報委員会との協働開催
消費者被害の救済	**○高齢者、若年者相談対応強化週間の設定** ・県民生活センター、各市消費生活センターが共同で週間を設定し相談対応を強化 ・週間に合わせた集中的な啓発広報を実施 （高齢者９月、若年者１月） **○若年者消費者トラブル解決支援** ・若者専用相談ダイヤルを設置し、県センターで弁護士無料相談（月２回、年 24 回） **○多重債務者解決支援** ・県内各地で弁護士無料相談（年 114 回） ・多重債務に限定せず、消費者トラブルを含めた生活全般の相談にも対応 **○知的障がい者等金銭管理支援** ・各種研修会で、知的障がい者等向けテキストブック等の情報提供 ・消費者教育推進専門員が福祉施設等を訪問し、関係機関の連携を支援 **○メールによる相談受付の実施** 令和４年２月から実施	消費者教育の推進	**○出前講座** 地域での自主的研修会等に県民生活センターから講師派遣 **○小中高等学校消費者教育支援** ・県教委と連携し、教員向けの研修会及び先進事例調査を実施 ・消費者教育推進専門員が学校や市町村教育委員会等を訪問し、消費者教育の現状把握や助言等を実施 **○多面的消費者教育推進** ・就労者世代への研修を実施 ・エシカル消費セミナーの実施 ・年代ごとの情報収集手段に応じた広報・啓発を実施（You Tube、Instagram 等オンライン広告による情報発信） ・消費者トラブルに係る注意喚起啓発物品（啓発ロゴ入りふせんセット等）の作成配布 **○消費生活サポーター（300 人）** ・口コミでの情報提供や注意喚起 ・企業・団体等に対し消費生活サポーターへの登録を働きかけ **○県立大学地域協働研究事業** エシカル消費に関する小売業者へのアンケート実施等
事業者対応	**○各法令等による事業者指導・法執行** **○商品テスト（1 回）、生活用製品等の調査**	広報・啓発	**○各種情報発信** ・世代や消費者の特性に合わせ、消費者トラブル情報等を提供（テレビ CM・新聞等、SNS（Facebook、Twitter）活用） ・県の広報媒体を利用した情報発信（各種パブリシティ、メルマガ、消費生活緊急注意報、製品リコール情報、Ｑ＆Ａなどのホームページ等）
その他	**○関係団体との連携** **○交通事故相談**（電話、来所） ・県内巡回相談（年 44 回）、日弁連弁護士相談（随時）	補助等	**○市町村補助** 地方消費者行政強化交付金による補助の実施 ①　強化事業：９市　②推進事業：６市町

注）　新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催及び実施回数の変動がありうるもの。
（回数等：予定）